

ID: 158

担当部署: 健康福祉部 健康課

処分の概要	費用の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市休日診療所設置条例 第6条本文		
例 規 番 号	平成13年条例第126号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第6条 診療を受けた者は、その都度診療に要した費用を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、費用の一部又は全部の徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (費用額) 第7条 前条に規定する診療に要した費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)その他医療保険各法の規定により算定した額とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日